

令和2年度 第7回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和2年度第7回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和2年10月29日(木) 14:00	場 所	わくわくセンター
出席委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美 3 前田 榮子 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員			
出席者 総 数	出席委員 8名 欠席委員 0名		
その他 出席者	事務局長 藤田 幸広 書 記 寺西 修 書 記 佐山 靖裕 書 記 久保 彰裕		
議事録 署名委員	3番 前田 委員 5番 山田 委員		
提出議題	議事 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第32号 非農地証明の申請について 議案第33号 空き家付き農地指定登録申請について 議案第34号 農地利用集積計画の決定について 協議事項		

1 開 会

寺西書記 全員お揃いになりましたので定刻より早いですが、只今から令和2年度第7回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は8名中欠席者数0名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますこととお知らせします。
それでは、最初に会長が御挨拶申し上げます。

議 長 こんにちは、皆様、御苦勞様です。今回の総会が現委員での最後の会議となりました。今まで農業委員会会長として皆様の御協力を頂き、役に立たないことも多々、あったと思いますが、何とかやって参りました。長い間、お世話になり、ありがとうございました。それでは始めます。

2 議事録署名者の指名について

議 長 それでは、日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては3番の前田委員と5番の山田委員を指名させていただきます。なお、書記に藤田事務局長、寺西書記、佐山書記、久保書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議 長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局の方から何か有りますか。

寺西書記 任期満了となりました農地利用最適化推進委員が11月から新委員での活動開始となります。このことにつきまして、村上会長職務代理者から御報告が有ります。

村上職務代理者 農地利用最適化推進委員の選定について報告します。9月29日、10月29日に農地利用最適化推進委員評価委員会を開催し、別紙のとおり16名を次期、農地利用最適化推進委員に選定しました。

寺西書記 今、報告がありました農地利用最適化推進委員の辞令交付は新農業委員会会長が決まった後に交付となります。お手許の資料に有りますように、新推進委員を町ごとに苗字だけを発表させていただきます。

江田島町、久保さん、中田さん、二井さん、向井さん。

能美町、川口さん、久保さん、廣島さん、室元さん。

沖美町、大方さん、尾上さん、城山さん、西中さん。

大柿町、胡子さん、河尾さん、小松さん、山本さん。以上の16名が次の任期で委嘱を受けることとなります。以上です。

議 長 それでは、日程第 4 の議案第 29 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 議案第 29 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和 2 年 10 月 29 日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。

お手許に現地確認チェックシート及び現地写真をお配りしていますので、併せて御覧ください。また、本議案の案件に事務局の職員の事案がありますので、一時、退席とします。(寺西書記、退席)

事務局長 番号 1、贈与人、A、住所、広島市安佐南区東野__丁目__番__号。職業、自営業。

受贈人、B、住所、能美町鹿川__番地__。職業、農業。

所在地、能美町鹿川字〇〇。

地番、__番__。地目、台帳、及び現況ともに畑。面積、133 m²。

申請理由は贈与で、贈与人は「相続により取得したが、農道築造時の残地で利用が困難なため贈与する。」

受贈人は「隣接する農地を所有して耕作しており、一体的な管理のため受贈する。」

地域調和、譲受人は現状で露地栽培を予定しているため、農地周辺の利用に支障を生じるとは考えられない。

以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長 1 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美町の田中です。今の事務局の説明に間違いありません。よろしく申し上げます。

議 長 他に御意見、御質問はありますか。

委 員 異議無しの声有り

議 長 全員許可することに異議が無いということでございますので、許可といたします。次、申し上げます。

事務局長 番号 2、贈与人、C、住所、呉市焼山宮ヶ迫__丁目__番__号。職業、無職。

受贈人、D、住所、沖美町岡大王__番地__。職業、地方公務員。

所在地、沖美町岡大王字〇〇。

地番、__番__。地目、台帳、田、現況、山林。面積、73 m²。

申請理由は贈与で、贈与人は「相続により取得したが、市外に居住で今後も耕作する可能性がないため贈与する。」

受贈人は「隣接農地で栽培中のレモンの日当たり確保のために受贈する。」

地域調和，譲受人は現状で露地栽培を予定しているため，周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。

以上のことから，この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 2番の案件について，関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

下河内委員 沖美町の下河内です。先程の事務局の説明，現地確認用のチェックシート及び現地写真に間違いありません。許可をよろしくをお願いします。

議長 他に御意見，御質問はありますか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員許可することに異議が無いということですので，許可といたします。次，お願いします。

事務局長 番号3，譲渡人，E，住所，江田島町秋月__丁目__番__号。職業，農業。

譲受人，F，住所，江田島町秋月__丁目__番__号。職業，会社員。

所在地，江田島町秋月__丁目。

地番，__番__。地目，台帳及び現況ともに畑。面積，473㎡。

申請理由は譲渡で，譲渡人は「高齢のため管理困難となり譲渡する。」

譲受人は「規模拡大のため譲受する。」

地域調和，譲受人は現状で露地栽培を予定しているため，周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。

以上のことから，この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 この3番の案件につきましては，私が秋月の現地確認に行きました。事務局の説明のとおりで問題無いと思います。よろしくをお願いします。

他に御意見，御質問ございますか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員許可することに異議が無いということですので，許可といたします。次，お願いします。

事務局長 番号4，譲渡人，G 相続財産管理人 H，住所，能美町中町__番地__。職業，司法書士。

譲受人，I，住所，大柿町飛渡瀬__番地__。職業，会社員。

所在地，大柿町大原。

大原字〇〇__番__，地目，台帳及び現況ともに畑，面積，32㎡。

大原字〇〇__番__，地目，台帳及び現況ともに畑，面積，90㎡。

大原字〇〇__番__，地目，台帳及び現況ともに畑，面積，209㎡。

大原字〇〇___番_，地目，台帳，田，現況，畑，面積，1,872 m²。

申請理由は譲渡で，譲渡人は「G 相続人による相続放棄により，管理することになったが，譲受人の希望のため譲渡する。」

譲受人は「規模拡大ため譲受する。」

地域調和，譲受人は現状で露地栽培を予定しているため，周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。

以上のことから，この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長 この4番の案件について，関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

中福委員 大柿町の中福です。先日，最適化推進委員の小松さん，事務局の寺西さん，佐山さんと一緒に現地確認に行ってきました。家とともに譲り受けたということで，主には1,872 m²の農地にて耕作予定で，他の農地はこれに附属するものだと思います。Gさんの親族が相続放棄したため，Hさんが相続財産管理人になられたということです。Iさんは現在，柿等の果樹や米及びレンコンを栽培予定だそうです。この申請に問題は無いと思われるので，よろしくをお願いします。

議 長 4番の案件につきまして，御意見，御質問ございますか。

委 員 異議無しの声有り。

議 長 全員許可することに異議が無いということですので，許可とします。以上で農地法第3条の審議を終わります。議案第30号の農地法第4条の規定による許可申請について，事務局から説明をお願いします。

寺西書記 議案第30号，農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条の規定により，次のとおり許可申請があったので，農業委員会の議決を求める。

令和2年10月29日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。

番号1，申請人，J，住所，江田島町切串__丁目_番__号。職業，無職。

所在地，江田島町切串__丁目。

地番，___番_，地目，台帳，畑，現況，宅地。面積，222 m²。

地番，___番_，地目，台帳，畑，現況，宅地。面積，196 m²。

地番，___番_，地目，台帳，畑，現況，宅地。面積，388 m²。

地番，___番_，地目，台帳，畑，現況，宅地。面積，450 m²。

地番，___番_，地目，台帳，畑，現況，宅地。面積，175 m²。

地番，___番_，地目，台帳，畑，現況，宅地。面積，458 m²。

申請理由は「相続により当該地を取得したが，相続手続きにあたり，自宅が農地に建築されていることが判明した。適正な地目に変更するため，顛末書を添付の上，申請する。」当該地は夏の農地パトロールで無断転用が判明していた案件であり，被相続人からの相続手続きにより，宅地が農地であることが判明したための申請で，追認の案件であります。御審議をお願いします。

議 長	1 番の案件について、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。
山田委員	江田島町農業委員の山田です。この農地につきまして、10月14日に現地確認に行きました。当該地は、6筆ある農地を何十年前に地上げされ、住居を建てられたとのこととあります。被相続人からの相続により判明したもので、今回の申請で適正な地目に転用されるとのことです。許可をお願いします。
議 長	他に御意見、御質問は有りませんか。
委 員	異議無しの声有り。
議 長	全員許可することに異議が無いということですので、許可といたします。次、お願いします。
寺西書記	番号2, 申請人, K 相続財産管理人, L, 住所, 大柿町飛渡瀬__番地__。職業, 司法書士。 所在地, 江田島町字〇〇〇〇〇〇。 地番, __番__, 地目, 台帳, 田, 現況, 雑種地。面積, 417 m ² 。 申請理由は「Kの相続人が相続放棄により、管理することになったが、現地を確認したところ、被相続人が自営の工務店を営んでいて、資材置場になっており、無届での農地転用が判明した。適正な地目に変更するため、顛末書を添付の上、申請する。」こちらも追認の案件となります。御審議をお願いします。
議 長	この案件につきましては、私と小原推進委員、事務局とで現地確認に行ってきました。当該地は、大工小屋、大工の資材置場が建っており、現在は荒れた状態になっていますが、建物があるため転用の申請となったようです。適正な地目への変更なので、問題無いと思います。よろしくお願いします。 他に御意見、御質問は有りますか。
委 員	異議無しの声有り。
議 長	全員、許可することに異議が無いということですので、許可とします。次、お願いします。
寺西書記	番号3, 申請人, M, 住所, 江田島町秋月__丁目__番__号, 職業, 無職。 所在地, 江田島町字〇〇〇〇〇。 地番__番__。地目, 台帳, 畑, 現況, 宅地。面積, 1,116 m ² 。 申請理由は「相続により当該地を取得したが、相続手続きに当たり、現地を確認したところ、石材店の倉庫用の建屋が建築されていることが判明したため、適正な地目に変更する。顛末書を添付の上、申請する。」御審議をお願いします。
議 長	3 番の案件についても、小原推進委員、事務局とで現地確認に行ってきました

た。現在も鉄骨の建屋が建っており、その中で従業員が作業をしており、完全に宅地として使用されている状態でした。申請に問題は無いので許可をお願いします。

他に御意見、御質問はありますか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。
以上で農地法第4条の審議を終わります。議案第31号の農地法第5条の許可申請について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 議案第31号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和2年10月29日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。議案の25ページをお開きください。

番号1、譲渡人、N、住所、広島市東区戸坂千足__丁目__番_ __号。職業、無職。

譲受人、O、住所、沖美町高祖__番地__。職業、無職。

所在地、沖美町高祖字〇〇。

地番、__番__。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、95㎡。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「市街在住で管理困難なため譲渡する。」

譲受人は「隣地に居住しており、倉庫用の土地として利用するため当該地を譲受する。」 御審議をお願いします。

議長 この案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

前田委員 沖美町高祖の前田です。只今、事務局が御説明したとおりです。先日、現地確認を行いました。異常はありません。よろしくをお願いします。

議長 他に御意見、御質問はありますか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。次、お願いします。

寺西書記 番号2、贈与人、P、住所、能美町鹿川__番地__。職業、無職。

受贈人、Q、廿日市市阿品__丁目__番__号。職業、会社員。

所在地、能美町鹿川字〇〇。

地番、__番__。地目、台帳、畑、現況、山林。面積、300㎡。

申請理由は贈与で、贈与人は「既に墓地として利用させていたが、所有権移転に当たり無届であることが判明したため、顛末書を添付の上、贈与する。」

受贈人は「これからも墓地として利用するために受贈する。」

以上が申請理由ですが、事務局から補足させていただきます。本案件について、申請地に現地写真資料のように墓地として整備済みで、占有面積が 50 m²の墓地です。今回の申請地に占める状況で必要な面積を分筆し、残地を農地として残すか、残地を非農地等に地目変更の手続きを促す必要があります。しかし、現在の贈与人と受贈人の亡き父親との間において、平成 5 年 10 月 1 日付けで、条件付き所有権の仮登記がなされています。

今回、申請者に聞き取りをしたところ、本来ならば贈与人と受贈人の亡き父親が申請をすべきところではありますが、仮登記をされていることや、契約者が死亡しているため、今回のような申請となりました。受贈人は下限面積を超える農地を保有していないため、5 条での転用とし、墓地に分筆後の残地については山林等の現況に即した地目に変更すると伺っています。今後、農業委員会としては条件付きの許可としまして、残地の地目変更を約束させます。御審議をお願いします。

議長 この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美町の田中です。只今の事務局の説明に間違いありません。よろしく願いします。

議長 他に御意見、御質問ありませんか。

山田委員 当該地は墓地での登記がされているのですか。

寺西書記 現在は農地となっています。今後は雑種地に転用して、分筆後に墓地の登記ができることとなります。

議長 他に御意見、御質問ありませんか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。次、お願いします。

寺西書記 番号 3, 贈与人, R, 住所, 東広島市黒瀬町乃美尾___番地__。職業, 無職。
受贈人, S, 住所, 大柿町飛渡瀬__番地__。職業, 会社員。
所在地, 大柿町飛渡瀬字〇〇〇。
地番, __番__。地目, 台帳及び現況ともに畑。面積, 80 m²。
申請理由は贈与で、贈与人は「借家と併せて当該地を駐車場として利用させていたが、所有権移転に当たり無届であることが判明したため顛末書を添付の上、贈与する。」

受贈人は「これからも駐車場として利用するため受贈する。」御審議をお願い

します。

議長 3番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたと思います。

中福委員 大柿町の村上です。事務局の説明のとおり間違い有りません。よろしく願
いします。

議長 他に御意見、御質問有りませんか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員、異議が無いということですので許可とします。
以上で農地法第5条の審議を終わります。議案第32号の非農地証明の申請
について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 議案第32号、非農地証明の申請について。農地法第2条第1項の規定により、
次のとおり証明申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和2年10月
29日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。

番号1、申請人住所、能美町鹿川___番地、氏名、T。

所在地、能美町鹿川字〇〇〇。

地番、___番。地目、台帳、田、現況、山林。面積、671㎡。

申請理由は「当該地は15年くらい前まで稲作をしていたが、イノシシ被害に
より耕作を断念してから、手入れをしないまま現在に至り、現況は雑木林にな
っている。」10月19日に大段会長、田中委員、大越推進委員、佐山書記、寺西
で現地確認を行いました。御審議をお願いします。

議長 この案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたと思います。

田中委員 能美町の田中です。今の事務局の説明のとおり、間違い有りません。よろし
く願います。

議長 他に御意見、御質問は有りませんか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員異議が無いということですので、許可とします。次、願います。

寺西書記 番号2、申請人住所、能美町鹿川___番地、氏名、U。

所在地、能美町鹿川字〇〇。

地番、___番。地目、台帳、畑、現況、山林。面積991㎡。

申請理由は「当該地は40年以上、耕作しておらず手入れをしないまま現在に
至り、現在は雑木林になっている。」10月19日に大段会長、田中委員、大越推

進委員，佐山書記，寺西で現地確認を行いました。御審議をお願いします。

議 長 この案件について，関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美町の田中です。今の事務局の説明のとおり，間違い有りません。よろしくをお願いします。

議 長 他に御意見，御質問は有りませんか。

委 員 異議無しの声有り。

議 長 全員異議が無いということですので，許可とします。以上で「非農地証明の申請について」を終わりました，議案 33 号の「空き家付き農地指定登録申請について」を事務局から説明してもらいます。

寺西書記 議案第 33 号，空き家付き農地指定登録申請について。農地法第 3 条第 2 項第 5 号及び江田島市空き家に附属する農地の別段面積設定要領第 4 条の規定により，次のとおり指定登録申請があったので，農業委員会の議決を求める。令和 2 年 10 月 29 日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。

番号 1，申請人住所，東京都武蔵野市吉祥寺北町二丁目 19 番 2 号。氏名，V。所在地，能美町中町字〇。

地番，___番_。地目，台帳及び現況ともに畑。面積，112 m²。

申請理由は「隣接する宅地及び家屋と一体として売却したいが，下限面積の 1,000 m²を下回るため空き家付き農地として申請する。」御審議をお願いします。

議 長 1 番の案件について，関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美町の田中です。今の事務局の説明に間違い有りません。よろしくをお願いします。

議 長 他に御意見，御質問は有りませんか。

委 員 異議無しの声有り。

議 長 全員，登録に異議が無いということですので，空き家付き農地として登録します。以上で「空き家付き農地指定登録申請について」を終わりました，議案第 34 号の「農用地利用集積計画の決定について」を事務局から説明してもらいます。

寺西書記 議案第 34 号，農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により，江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について依頼があったので，農業委員会の議決を求める。令和 2 年 10 月

29日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。

●●委員が本案件に関わっておられますので、一時、退室をお願いします。

(●●委員、一時退室)

番号1, 2, 設定する農用地, 沖美町是長字〇〇____, ____ , 現況地目, 畑, 面積, 1,347の内599㎡, 430の内48㎡。設定する者, 住所, 広島市南区西蟹屋町__丁目_番__号, 氏名, W, 権利の種類, 所有権。設定を受ける者, 住所, 能美町鹿川____番地__, 氏名, X。設定する利用権, 賃貸借権, 内容, 花卉, 始期年月日, 公告日の翌日, 終期年月日, 令和7年10月31日, 借賃, 合わせて年60,000円, 支払い方法, 口座振込, 新規の案件です。

番号3, 4, 設定する農用地, 大柿町大原字〇〇〇____, ____ , 地目, 田, 面積, 426㎡, 150㎡。設定する者, 住所, 大柿町大原__番地__, 氏名, Y, 種類, 所有権。設定を受ける者, 住所, 大柿町大原__番地__, 氏名, 有限会社 Z。利用権, 賃貸借権, 内容, 花卉, 始期, 公告日の翌日, 終期, 令和5年9月30日, 借賃, 合わせて年100,000円, 支払い方法, 現金, 新規の案件です。

番号5, 6, 設定する農用地, 大柿町大原字〇〇____-, ____-, 地目, 畑, 面積, 992㎡, 684㎡。設定する者, 大柿町大原__番地__, 氏名, A, 種類, 所有権。設定を受ける者, 大柿町大原__番地__, 氏名, 有限会社 Z。種類, 賃貸借権, 内容, 花卉, 始期, 公告日の翌日, 終期, 令和5年9月30日, 借賃, 合わせて年700,000円, 支払い方法, 現金, 新規の案件です。以上です。

議 長 この案件につきまして、皆さんの意見を伺いたいと思います。

村上委員 5, 6番の現地写真の住所の表記が間違っています。

寺西書記 承知しました。修正します。

議 長 5, 6番の借賃が年間700,000円は少し高額な気がしますが。

久保書記 事務局から説明させていただきます。写真のとおり2筆の番地に、それぞれのビニールハウスが建っている状態で、ビニールハウス使用料込みの金額です。

議 長 何を耕作しているのですか。

村上委員 カーネーションの苗です。

議 長 はい、分かりました。他に御意見、御質問は有りませんか。

委 員 異議無しの声有り。

議 長 全員異議が無いということですので、決定とします。以上で「農用地利用集積計画の決定について」を終わります。日程5の協議事項に入ります。事務局から何か有りますか。

久保書記 事務局から1点目の報告をさせていただきます。農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんをお願いしまして、8、9月に行った農地利用状況調査において、非農地と判断された農地について、説明をいたします。ゼムクリップで留めている資料の令和2年度農地利用状況調査 結果一覧を御覧ください。7月末の説明会でも説明させていただいたとおり、山林の様を呈している農地を記号のYの判定をさせてもらいました。結果について簡単ではありますが、一読させていただきます。江田島町は854筆、706,129㎡、詳細な一覧は資料1を参照してください。能美町は1,195筆、877,688㎡、詳細な一覧は資料2を御覧ください。沖美町は2,939筆、1,270,291㎡、詳細な一覧は資料3を参照してください。大柿町は4,274筆、2,894,689㎡、詳細な一覧は資料4を御確認ください。以上のことから今年度の調査で4町の合計が9,262筆、5,748,797㎡を非農地として判断し、事務局から所有者へ非農地通知を郵送していきたいと思っております。資料1から4までを御確認してもらったら分かると思いますが、所有者が死亡している場合や自治体が農地を所有している場合等が含まれています。これらにつきましては、相続人調査や関係部局と調整しながら、やっていきたいと思っております。また、今回の非農地判定の数につきましては、あくまでも最大値として考えていただきたいと思います。この1点目について、御意見、御質問はありますか。

議長 今回、これだけの非農地が出ておりますが、江田島市の農地合計はどのくらいあるのですか。

久保書記 昨年度の数値でざっくりですが約2,400ヘクタールありますので24,000,000㎡です。その中で荒廃農地が約1,400ヘクタール、14,000,000㎡です。その荒廃農地の中から今回の非農地判定が5,748,797㎡で574.9ヘクタールです。

議長 これだけの非農地を農地から外すことに、何のメリットがあるのですか。

寺西書記 まず1点目は農地の台帳管理が容易になります。有効な農地だけの管理となるからです。2点目は非農地申請が所有者から申請されたときに現地確認に行ってもらう手間が省けます。平成30年度に農林水産省からの命で、農地パトロールにおいて、荒廃農地対策で非農地については台帳から外しなさいということですので、所有者への通知、法務局への届出も市から行っていきます。今回の非農地判定については、平成30年に世羅町に研修に行ってもらいまして、判定基準等を勉強してもらって、今回の判定とさせていただきました。世羅町は町から通知を行っておりますので、江田島市もここまで漕ぎ着けたところであります。

2点目は臨時総会等についての説明です。引続き委員をやっていただける方への連絡事項となりますが、明日の午後1時30分から本庁で辞令交付式を行います。その機会に身分証明書、広報掲載用の写真撮影も行わせてもらいます。また、会長、会長職務代理者、議席順を決める臨時総会が11月5日午後1時

30分に同じく本庁で行いますので、重ねてお知らせいたします。会長が決まりませんと、農地利用最適化推進委員の辞令交付が行えませんので、連続での開催となりますが、よろしくお願いいたします。以上です。

議長 それでは、今回の総会を終了したいと思います。ありがとうございました。

前田委員 今回の総会で私も最後となります。皆様、今まで大変、お世話になりました。本当にありがとうございました。また、何かありましたら、よろしくお願いいたします。

寺西書記 記念に集合写真を撮ります。(花束贈呈, 大段会長, 前田委員)